

## 養護老人ホーム はなまき荘のご案内

### ◎養護老人ホームとはどんな施設ですか。

- ・養護老人ホームとは、老人福祉法に基づいて環境上の理由及び経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を、市町村長が措置により入所させて養護する施設です。
- ・「特別養護老人ホーム」は契約による入居ですが、「養護老人ホーム」は措置による入所です。
- ・「はなまき荘」は、花巻市が設置し、社会福祉法人大谷会が運営している施設です。

### ◎養護施設にはどんな人が入所できるのですか。

#### 入所要件

#### ★A 次の(1)、(2)、(3)の要件を全て満たす方が対象となります。(老人福祉法が定める要件)

- (1) 原則として65歳以上の方
- (2) 環境上の理由により、居宅において生活することが困難な方
- (3) 経済的理由により、居宅において生活することが困難な方

(1)の年齢要件として、60歳～65歳未満でも入所できる場合があります。(養護老人ホームへの入所措置等の指針)

- ①特に必要があると認められる方

(1)の年齢要件の特例とし、60歳未満でも入所できる場合があります。(養護老人ホームへの入所措置等の指針)

- ① 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき。
- ② 初老期における認知症（介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症をいう。）に該当するとき。
- ③ その配偶者が養護老人ホームの入所措置の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が養護老人ホームへの入所基準のうち、年齢以外の基準に適合するとき。

(2)の環境上の事情とは、下記の①及び②に該当する方です。(養護老人ホームへの入所措置等の指針)

事 項	基 準
→① 健康状態	a 入院加療を要する病態でないこと。感染性疾患を有し、他の入所者に感染する恐れのないこと。
→② 環境の状況	b 家族や住居の状況など、現在おかれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

上記②の環境の状況は、具体的には下記のような状態が該当すると思われます。

→家族の状況	イ 家族又は家族以外の同居者と同居の継続が、高齢者の心身を著しく害すると認められる場合。
	ロ 家族から虐待を受けている場合。
→住居の状況	ハ 住居がないか、又はあっても狭い等、環境が劣悪な状態であるため、高齢者の心身を著しく害すると認められる場合。

(3)の経済的理由とは、下記の要件のうち一つを満たす方です。

- ① 本人のいる世帯が生活保護を受けていること。
- ② 本人及びその方の生計を維持している方の市町村民税の所得割が課税されていない（住民税非課税又は均等割しか課税されていない）こと。
- ③ 災害などのため、本人のいる世帯の生活が困窮していると認められること。

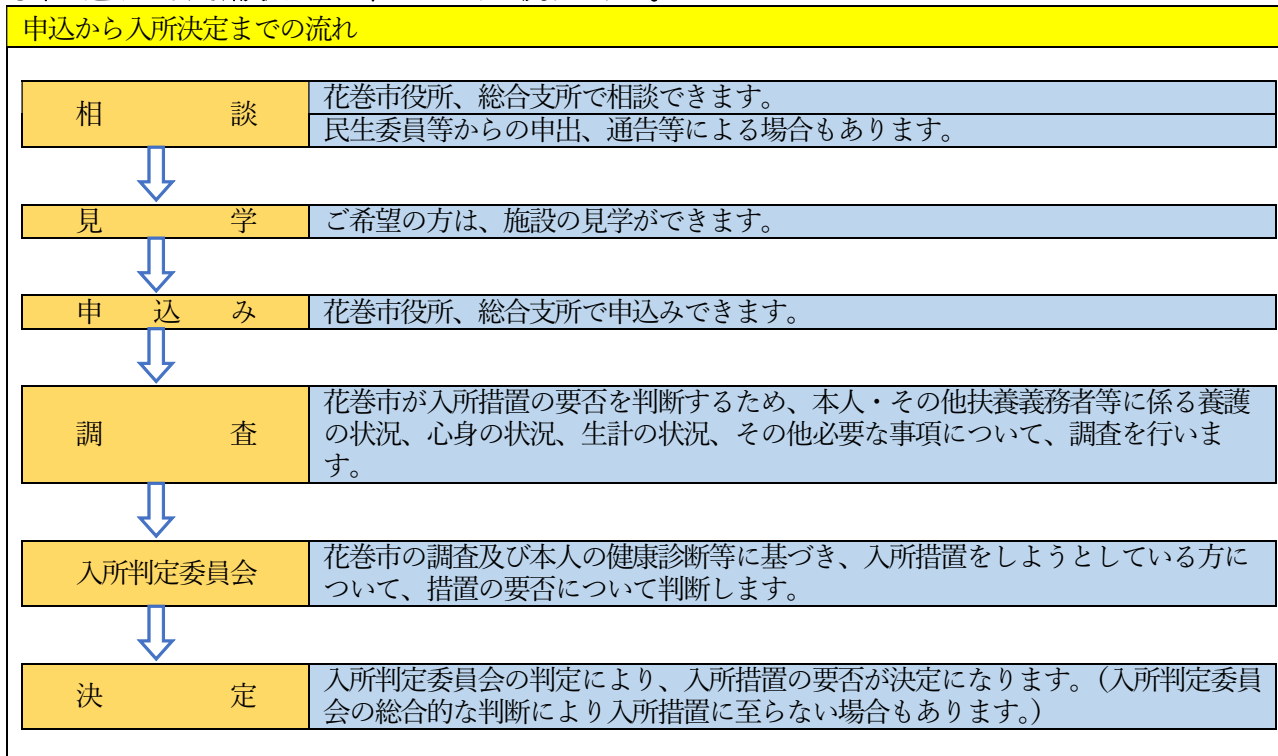
#### ★B その他の要件

- (1) 本人に養護老人ホームへの入所意思があること。

#### ★C その他の要件（花巻市が独自に定めている要件）

- (1) 介護認定を受けている方のうち、要支援1、2及び要介護1、2までの方が入所可能です。(要介護3、4、5の方は入所できません。)

◎申し込みから入所決定までは、どのような流れですか。



◎入所した場合、どのくらいの費用がかかりますか。

<費用の負担>  
 養護老人ホームにおける費用負担は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて表1及び表2に定める費用徴収基準月額を負担していただくことになります。

★A 表1：入所者に適用される費用徴収基準月額

単位＝円

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額	対象収入による階層区分		費用徴収基準月額	対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
1	0～270,000	0	15	520,001～540,000	20,800	29	1,000,001～1,040,000	51,800
2	270,001～280,000	1,000	16	540,001～560,000	22,500	30	1,040,001～1,080,000	54,400
3	280,001～300,000	1,800	17	560,001～580,000	24,100	31	1,080,001～1,120,000	57,100
4	300,001～320,000	3,400	18	580,001～600,000	25,800	32	1,120,001～1,160,000	59,800
5	320,001～340,000	4,700	19	600,001～640,000	27,500	33	1,160,001～1,200,000	62,400
6	340,001～360,000	5,800	20	640,001～680,000	30,800	34	1,200,001～1,260,000	65,100
7	360,001～380,000	7,500	21	680,001～720,000	34,100	35	1,260,001～1,320,000	69,100
8	380,001～400,000	9,100	22	720,001～760,000	37,500	36	1,320,001～1,380,000	73,100
9	400,001～420,000	10,800	23	760,001～800,000	39,800	37	1,380,001～1,440,000	77,100
10	420,001～440,000	12,500	24	800,001～840,000	41,800	38	1,440,001～1,500,000	81,100
11	440,001～460,000	14,100	25	840,001～880,000	43,800	39	1,500,001円以上の場合の費用徴収基準額は、150万円超過額×0.9÷12月+81,000円(100円未満切り捨て)	
12	460,001～480,000	15,800	26	880,001～920,000	45,800			
13	480,001～500,000	17,500	27	920,001～960,000	47,800			
14	500,001～520,000	19,100	28	960,001～1,000,000	49,800			

(注)

- 表1における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した後の収入です。
- 月の途中で入所し、又は退所したときは、日割り計算になります。

★B 表2：扶養義務者に適用される費用徴収基準月額

単位＝円

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保険者（単給を含む）	0
B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税の者	0
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）
C2		当該年度分の市町村民税所得割課税
D1		30,000 以下
D2		30,001 ～ 80,000
D3		80,001 ～ 140,000
D4		140,001 ～ 280,000
D5		280,001 ～ 500,000
D6		500,001 ～ 800,000
D7		800,001 ～ 1,160,000
D8		1,160,001 ～ 1,650,000
D9		1,650,001 ～ 2,260,000
D10		2,260,001 ～ 3,000,000
D11		3,000,001 ～ 3,960,000
D12		3,960,001 ～ 5,030,000
D13	5,030,001 ～ 6,270,000	
D14	6,270,001 以上	その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額

(注)

- 費用徴収月額が、その月におけるその入所者に係る措置費の支弁額を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とします。
- その月におけるその入所者に係る措置費の支弁額とは、一般事務費及び一般生活費の合算額とします。
- 月の途中で入所し、又は退所したときは、日割り計算によります。

◎どのような場合に退所になりますか。

- ・入所後の状況の変化により対処になる場合があります。
- ・入所後に次のような状況のいずれかに該当する場合は、退所（措置の廃止）となります。

★ 養護老人ホームの入所措置等の指針で定める場合

- ➡(1) 措置の基準に適合しなくなった場合。
- ➡(2) 入院その他の事由により養護老人ホーム以外の場所で生活する期間が3カ月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3カ月を超えるに至った場合。
- ➡(3) 養護老人ホームの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合。

◎入所の相談、申込みはどこにすればいいですか。

入所の相談、申込みの窓口

★A 花巻市内に住所のある方

花巻市役所	健康福祉部長寿福祉課高齢福祉係（新館1階） 〒025-8601 花巻市花城町9-30 0198-234-2111
大迫総合支所	市民サービス課健康福祉係（大迫総合支所1階） 〒028-3203 花巻市大迫町大迫2-51-4 0198-48-2111
石鳥谷総合支所	市民サービス課健康福祉係（石鳥谷総合支所1階） 〒028-3163 花巻市石鳥谷町八幡4-161 0198-45-2111
東和総合支所	市民サービス課健康福祉係（東和総合支所庁舎） 〒028-0114 花巻市東和町土沢8区60 0198-42-2111

★ B花巻市外に住所のある方

住所のある市町村役場の高齢者福祉担当課、係。